

## ○参考資料



# 1 環境基準等

## (1) 水質汚濁に係る基準

### ア 人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 以下
鉛	0.01 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
六価クロム	0.05 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
砒素	0.01 以下	チウラム	0.006 以下
総水銀	0.0005 以下	シマジン	0.003 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	セレン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	ふっ素	0.8 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	ほう素	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.05 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下		

### イ 生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

※達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

### ウ 全窒素・全りん的环境基準

(単位：mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
II 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

エ 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河川数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	(イ)－5 (ロ)－1 (ハ)－5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水浴 およびB以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	(イ)－7 (ハ)－5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級およびC 以下の欄に挙げるもの(水 産3級、工業用水1～3 級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	(イ)－1 (ハ)－1

※達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

オ 水生生物の保全に係る環境基準

(単位：mg/L)

該当水域	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			達成期間
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	
琵琶湖(1)	生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域 を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03以下	0.001以下	0.03以下	(イ)直ちに達成
琵琶湖(2) ・瀬田川	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む 水生生物及びこれらの餌生物が生 息する水域	0.03以下	0.002以下	0.05以下	
北湖(1)(2)(3) 南湖(1)	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生 物B欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場)又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な水域	0.03以下	0.002以下	0.04以下	

(基準値は年平均値)

カ 要監視項目に係る指針値

(単位：mg/L)

項目	指針値
ニッケル	—
モリブデン	0.07 以下
アンチモン	0.02 以下
クロロホルム	0.06 以下
tr-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 以下
イソキサチオン	0.008 以下
ダイアジノン	0.005 以下
フェントロチオン	0.003 以下
イソプロチラオン	0.04 以下
オキシ銅	0.04 以下
クロロタロニル	0.05 以下
PFOS 及び PFOA	0.0005 以下

項目	指針値
プロピザミド	0.008 以下
EPN	0.006 以下
ジクロロボス	0.008 以下
フェノブカルブ	0.03 以下
イプロベンホス	0.008 以下
クロロニトロフェン	—
トルエン	0.6 以下
キシレン	0.4 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 以下
全マンガン	0.2 以下
ウラン	0.002 以下

### キ 水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値(mg/L)					
		クロロフォルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下	0.001以下	0.02以下	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下	0.0007以下	0.02以下	0.003以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下	0.004以下	0.02以下	0.03以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下	0.003以下	0.02以下	0.02以下

### ク 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位 : mg/L)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1, 4-ジオキサソ	0.05以下

令和4年(2022年)3月31日時点

ケ 有害物質に係る排水基準

(単位：mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.03
シアン化合物	0.1	1
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る）	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10
ふっ素及びその化合物	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5

コ 生活環境項目（業種共通の項目）

(単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乗せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
水素イオン濃度（pH）	6.0～8.5	5.8～8.6
ノルマンヘキサン （鉱油類含有量）	5	5
抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	20	30
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	2
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
大腸菌群数	3,000個/ml	3,000個/ml
アンチモン含有量	0.05	-
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		-

※この表に掲げる排水基準は日平均排水量 10m<sup>3</sup>以上の特定事業場について適用する。

※この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日平均値とする。

サ BOD、COD、SS、窒素、りんに係る排水基準

a BOD、COD、SSに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	BOD		COD		SS	
		既設	新設	既設	新設		
製 造 業	食料品 製造業	10~30	100	60	100	60	90
		30~50	70	50	70	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10~30	80	60	80	60	90
		30~50	60	50	60	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	40	30	40	30	90
		50~1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	50	40	50	40	90
		50~1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
その他の 製造業	10~30	70	40	70	40	90	
	30~50	40	30	40	30	90	
	50~1000	30	20	30	20	70	
	1000以上	20	15	20	15	70	
その 他の 業 種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	し尿 51人~100人 浄化槽	10以上かつ し尿 51人~100人	60	20	60	20	60
		101人~200人	60 または 30	20	60 または 30	20	60
			60 または 30	20	60 または 30	20	60
		201人~500人	60 または 20	20	60 または 20	20	60
	501人以上	60 または 20	20	60 または 20	20	60	
	その他の 事業所	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
50~1000		50	30	50	30	70	
1000以上		40	30	40	30	70	

b 窒素、りんに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
食料品 製造業	10~30	40	30	8	2
	30~50	25	20	4	2
	50~1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
		60	45	8	6
弁当 製造業	10~30	30	25	5	4
	30~50	25	20	5	3
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10~30	40	30	6	2
	30~50	15	12	2	1.2
	50~1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10~30	20	15	5	2
	30~50	12	10	2	1.2
	50~1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業	10~30	20	15	5	2
	30~50	20	15	2	1.2
	50~1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業	10~30	40	20	2	2
	30~50	15	12	1.5	1
	50~1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10~3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
し尿 51人~100人 浄化槽	10以上かつ し尿 51人~100人	60	45	8	6
	101人~200人	60	40	8	5
		60	40	8	5
	201人~500人	60	40	8	5
501人以上	25	20	5	5	
その他の 事業所	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

※基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては日間平均値とする。  
※表中の「※」は、サービス業に係るものに適用される基準。

シ 水浴場の水質判定基準

- ① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
- ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。
- 各項目すべてが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。
  - 各項目すべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」（水質が良好な水浴場）とする。
  - 各項目すべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
  - これら以外のものを「水質 C」とする。

区分	糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A 100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B 400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C 1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。  
「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。  
透明度(\*の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

- ② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
- ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が 400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- イ 油膜が認められたもの



## (2) 大気汚染に係る基準

### ア 大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 ※1 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 ※3 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること
光化学オキシダント ※2	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう ※3 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 ※3 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質 ※3 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること
ベンゼン ※4	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ジクロロメタン ※4	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること

- 備考1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。  
平成21年9月9日に環境基準が設定された。
4. ※1：長期的評価（年間）のもの  
※2：短期的評価（条件どおり）のもの  
※3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの  
※4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの  
※5：ダイオキシン類に係る環境基準

### イ 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

### (3) 騒音・振動に係る基準

#### ア 騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 (昼/6:00~22:00) (夜/22:00~6:00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼/夜)
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下:15m/2車線超:20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

#### イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70dB以下	Iをあてはめる地域:主として住居の用に供される地域
II	75dB以下	IIをあてはめる地域:商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

### (4) ダイオキシン類に係る基準

項目	基準値
大気環境基準	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>
水質環境基準	1pg-TEQ/L
底質環境基準	150pg-TEQ/g
土壌環境基準	1,000pg-TEQ/g

※大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。

※土壌環境基準は、1回の測定結果を持って評価する。

※土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は250pg-TEQ/gである。

## 2 滋賀県環境審議会の審議状況

会議名	開催年月日	議事等の内容
総会	令和3年 6月10日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県環境審議会議事運営要領の改正について</li> <li>2 (仮称)滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画の策定について(諮問)</li> <li>3 第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定について(諮問)</li> <li>4 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について(諮問)</li> <li>5 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の策定について(諮問)</li> <li>6 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の策定について(諮問)</li> <li>7 滋賀県環境審議会条例の改正について(報告)</li> <li>8 各部会の活動概要について(報告)</li> </ol>
環境企画部会	令和3年 9月7日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部会長の選出</li> <li>2 第五次滋賀県環境総合計画の進捗状況の点検について</li> <li>3 第三次滋賀県学習推進計画の進行管理について(最終まとめ)</li> <li>4 第四次滋賀県環境学習推進計画の進行管理方法について</li> </ol>
CO <sub>2</sub> ネットゼロ部会	令和3年 6月21日	1 (仮称)滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・(仮称)滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画の見直しの方向性について
	令和3年 9月13日	1 (仮称)滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・(仮称)滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画の素案について
	令和3年 11月19日	1 滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例・滋賀県CO <sub>2</sub> ネットゼロ社会づくり推進計画の原案(答申案)について
	令和3年 12月1日	1 環境審議会会長から知事へ答申
	令和4年 1月28日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2019年度)について</li> <li>2 令和2年度(2020年度)滋賀県低炭素社会づくり推進計画関連事業の実施状況について</li> <li>3 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例要綱案/滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進計画原案についての県民政策コメントの実施結果について</li> </ol>
温暖化対策部会	令和3年 1月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2018年度)について</li> <li>2 令和元年度(2019年度)「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」関連事業の実施状況について</li> <li>3 しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに向けた取組の方向性について</li> </ol>
	令和3年 3月15日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県低炭素社会づくり推進計画の取組総括について</li> <li>2 しがエネルギービジョンの総括について</li> <li>3 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の改正(骨子たたき台)について</li> </ol>
水・土壌・大気部会	令和4年 3月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度公共用水域水質測定計画について(審議)</li> <li>2 令和3年度地下水質測定結果について(報告)</li> <li>3 令和4年度地下水質測定計画について(審議)</li> </ol>

廃棄物部会	令和3年 1月29日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第五次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について</li> <li>2 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場に係る特定支障除去等事業の進捗状況について</li> </ol>
	令和4年 3月23日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について（報告）</li> <li>2 旧RD最終処分場問題の解決に向けた取組状況について（報告）</li> <li>3 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について</li> </ol>
自然環境部会	令和3年 9月8日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第13次鳥獣保護管理事業計画の素案について</li> <li>2 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）の素案について</li> <li>3 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の素案について</li> </ol>
	令和3年 11月12日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第13次鳥獣保護管理事業計画 答申案について</li> <li>2 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）答申案について</li> <li>3 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）答申案について</li> </ol>
温泉部会	令和3年 8月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 温泉掘削許可申請について（諮問）</li> </ol>
	令和4年 3月10日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 温泉掘削許可申請について（諮問1）</li> <li>2 温泉掘削許可申請について（諮問2）</li> </ol>
琵琶湖保全再生部会	令和3年 11月25日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）のふりかえりおよび琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）（第2期）の策定と推進について</li> <li>2 マザーレイクゴールズの策定と推進について</li> </ol>

### 3 審議会等委員名簿

#### (1) 滋賀県環境審議会（任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日）

氏名	任期	性別	主な職	部会割						備考	
				企画	水土大	廃棄物	自然	温泉	琵琶湖		
浅野 智子	1	女	(公募委員)	○	○						
浅利 美鈴	1	女	京都大学地球環境学堂准教授	○		○					
荒木 希和子	3	女	滋賀県立大学環境科学研究院講師				○				
石川 聡子	2	女	大阪教育大学教育学部教授	○			○				
石田 裕子	1	女	摂南大学理工学部都市環境工学科准教授				○		○		
石田 龍一	1	男	公益社団法人滋賀県獣医師会推薦者(公益社団法人滋賀県獣医師会会長)				○				
伊吹 英明	2	男	近畿経済産業局長	○	○						
内海 来	2	男	一般社団法人滋賀県猟友会推薦者(一般社団法人滋賀県猟友会副会長)				○		○		
梅木 洋一	2	男	滋賀森林管理署長		○		○		○		
出倉 功一	1	男	近畿農政局長		○				○		
小川 長利	2	男	一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク推薦者(一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク事務局長)	○							
奥 宗利	1	男	一般社団法人滋賀県建設業協会推薦者(一般社団法人滋賀県建設業協会東近江支部長)			○					
上村 照代	2	女	滋賀県地域女性団体連合会推薦者(滋賀県地域女性団体連合会副会長)	○					○		
川下 重彦	1	男	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会推薦者(一般社団法人滋賀県産業資源循環協会副会長)			○					
岸本 直之	2	男	龍谷大学先端理工学部教授	○	○						
木村 禎	4	男	滋賀経済団体連合会推薦者(滋賀経済産業協会環境委員会委員)							○	
小泉 尚嗣	2	男	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科教授					○			
酒井 久美子	1	女	(公募委員)	○						○	
酒井 章子	3	女	京都市大学生態学研究センター教授				○		○		
坂下 靖子	2	女	たかしま市民協働交流センター事務局長	○						○	
佐藤 祐子	2	女	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合推薦者(滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合理事)						○		
佐野 高典	3	男	滋賀県漁業協同組合連合会推薦者(滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長)		○					○	
島田 洋子	3	女	京都大学大学院工学研究科准教授	○							
関根 達郎	2	男	近畿地方環境事務所長	○	○	○	○				
田中 勝也	1	男	滋賀大学経済学部・環境総合研究センター教授	○			○				
玉崎 露	1	女	(公募委員)	○							
渡辺 学	1	男	近畿地方整備局長		○	○				○	
中野 伸一	4	男	京都市大学生態学研究センター長・教授	○	○					○	副会長
西川 真美子	4	女	弁護士					○			
西田 くみ子	2	女	湖国女性農業・推進委員協議会推薦者(湖国女性農業・推進委員協議会会長)		○					○	
仁連 孝昭	4 (8)	男	滋賀県立大学名誉教授	○							会長
野瀬 喜久男	2	男	滋賀県町村会推薦者(甲良町長)	○		○				○	
橋川 涉	3	男	滋賀県市長会推薦者(草津市長)	○		○					
畑田 彩	2	女	京都外国語大学外国語学部教授				○				
樋口 能士	2	男	立命館大学理工学部環境都市工学科教授	○	○	○					
平島 崇男	2	男	京都大学理事・副学長					○			
平松 光三	1	男	滋賀県野鳥の会推薦者(滋賀県野鳥の会委員)			○	○		○		
平山 奈央子	4	女	滋賀県立大学環境科学部講師							○	
前畑 政善	4	男	(元)神戸学院大学人文学部教授	○			○				
松四 雄騎	4	男	京都大学防災研究所地盤災害研究部門准教授		○	○		○			
水原 詞治	1	男	龍谷大学先端理工学部環境生態工学課程講師			○					
山本 芳華	4	女	平安女学院大学国際観光学教授	○		○					
家森 茂樹	1	男	滋賀県森林組合連合会推薦者(滋賀県森林組合連合会副会長)				○		○		
和田 桂子	2	女	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部門顧問		○	○					

令和4年9月20日現在（敬称略・五十音順）

## (2) 滋賀の環境自治を推進する委員会

(任期:令和2年8月21日から令和5年8月20日)

氏名	役職名等	備考
荒川 葉子	弁護士	委員長
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授	
高橋 陽一	弁護士	
吉田 正子	(福)米原市社会福祉協議会会長	
吉原 福全	立命館大学理工学部教授	

令和3年3月31日現在

## (3) 滋賀県環境影響評価審査会

(任期:令和2年3月1日から令和5年2月29日)

氏名	役職名等	備考
市川 陽一	龍谷大学名誉教授	会長
江藤 弥生	元野洲市歴史民俗博物館市史専門調査員	
惣田 訓	立命館大学理工学部教授	
中井 均	滋賀県立大学名誉教授	
野呂 雄一	三重大学教養教育院教授	
畠 佐代子	滋賀県立大学環境科学部非常勤講師	
林 倫子	関西大学環境都市工学部准教授	
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授	
堀 智晴	京都大学防災研究所水資源環境研究センター教授	
松四雄 騎	京都大学防災研究所地盤火災研究部門准教授	
水原 詞治	龍谷大学先端理工学部環境ソリューション工学科講師	
皆川 明子	滋賀県立大学環境科学部准教授	

令和4年3月31日現在

## (4) 滋賀県ヨシ群落保全審議会

(任期:令和3年12月1日~令和5年11月30日)

氏名	役職名等	備考
石田 かよ	公募委員	
伊藤 真紀	公募委員	
大槻 達郎	琵琶湖博物館 主任学芸員	
岡田 佳美	ヨシでびわ湖を守るネットワーク	
佐藤 健司	大津市長	
真田 陽子	西の湖ヨシ灯り展実行委員会	
佐野 高典	滋賀県漁業協同組合連合会代表理事会長	
田中 久美子	針江生水の郷委員会委員	
田野 弘明	独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	
野間 直彦	滋賀県立大学環境科学部環境生態学科准教授	
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	会長代理
松本 優	大津市自治連合会 理事	
村田 章	日本野鳥の会滋賀 代表	
矢野 公久	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	
脇田 健一	龍谷大学社会学部教授	会長

令和4年9月8日現在

(5) 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

(任期：令和4年12月19日～令和6年12月18日)

氏名	役職名等	備考
磯崎 和仁	滋賀県漁業協同組合連合会 副会長	
岩城 由依	NPO法人PW安全協会関西地方本部	
岩寄 正次	滋賀県釣り団体協議会理事	
植田 健三	NPO法人瀬田漕艇倶楽部	
上田 雄三郎	公募委員	
宇尾 数行	琵琶湖を戻す会	
浦部 美佐子	滋賀県立大学環境科学部教授	
大口 隆之	びわ湖放送(株)放送管理局報道部次長	
窪園 真那	公募委員	
黒須 朱莉	びわこ成蹊スポーツ大学講師	
善当 勝俊	(一社)日本マリン事業協会事務局長	
田中 和彦	滋賀県小型船協会副会長	
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授	
山本 久子	弁護士	
和田 裕行	滋賀県市長会(彦根市長)	

令和4年12月20日現在

(6) 滋賀県景観審議会

(任期：令和3年10月1日～令和6年9月30日)

氏名	役職
市川 真理	有限会社市川工務店 取締役
岡田 昌彰	近畿大学工学部社会環境工学科 教授
笠原 啓史	特定非営利活動法人彦根景観フォーラム 理事
園田 由未子	NPO法人愛のまちエコ倶楽部 事務局長
土本 和子	滋賀県建築士会女性委員会 副委員長
寺井 純子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長
仁木 裕美	大阪人間科学大学子ども教育学科 講師
西村 修司	公募委員
萩原 和	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科 准教授
松井 ライディ 貴子	公募委員
山口 敬太	京都大学大学院工学研究科 准教授
山下 淳	元 関西学院大学法学部 教授
和田 光平	滋賀県広告美術協同組合 理事長

令和4年10月1日現在

(7) 滋賀県森林審議会

(任期：令和3年12月1日～令和5年11月30日)

令和3年12月1日現在

氏名	現職名・所属等
石谷 八郎 (いしたに はちろう)	滋賀県森林組合連合会 代表理事会長 滋賀北部森林組合 代表理事組合長
梅木 洋一 (うめき よういち)	滋賀森林管理署長
梅本 健一 (うめもと けんいち)	滋賀県認定青年林業士
小川 慈 (おがわ めぐみ)	(公社)滋賀県建築士会 女性委員会 副委員長
熊川 忠 (くまがわ ただし)	滋賀県木材協会 副会長 株式会社滋賀原木 専務取締役
久保 久良 (くぼ ひさよし)	滋賀県林業協会 会長 多賀町長
小杉 緑子 (こすぎ よしこ)	国立大学法人京都大学 教授
鷓鴣 真知子 (ささき まちこ)	株式会社平和堂 サステナビリティ推進室長
坂田 徳一 (さかた とくいち)	公募
田邊 由喜男 (たなべ ゆきお)	森杜産業株式会社代表取締役社長
中谷 加奈 (なかたに かな)	国立大学法人京都大学 助教
土田 秀美 (つちだ ひでみ)	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長
長谷川 尚史 (はせがわ ひさし)	国立大学法人京都大学 准教授
松居 琴子 (まつい ことこ)	公募
八代田 千鶴 (やよた ちづる)	森林総合研究所関西支所 生物多様性研究グループ 主任研究員



(8) 滋賀県公害審査会

(任期:令和3年11月7日~令和6年11月6日)

氏名	役職名等	備考
石井 太	一般社団法人滋賀経済産業協会 会長	
川瀬 新也	弁護士	会長
木築 野百合	医師、一般社団法人滋賀県医師会 理事	
佐武 直子	弁護士	
島 正之	兵庫医科大学医学部 主任教授	
高野 靖	京都大学大学院工学研究科 教授	
中野 仁	弁護士	
矢内 純太	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	
柳本 さつき	薬剤師、一般社団法人滋賀県薬剤師会 副会長	
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部門 顧問	

令和4年3月31日現在

(9) 滋賀県下水道審議会

(任期:令和3年10月1日~令和5年9月30日)

氏名	所属名・役職	備考
いわなが ひろき 岩永 裕貴	甲賀市長	
うかい あつこ 鵜飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会 会長	
おかもと よしこ 岡本 芳子	滋賀県商工会議所女性会連合会 理事	
きのした やすよ 木下 康代	すみれ法律事務所 弁護士	
すぎさわ きくみ 杉澤 喜久美	杉澤公認会計士税理士事務所 公認会計士・税理士	
ただとも けいし 只友 景士	龍谷大学政策学部 教授	
にしの まちこ 西野 麻知子	元びわこ成蹊スポーツ大学 教授	
にしむら ふみたけ 西村 文武	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター 准教授	
ふじもと としみ 藤本 俊巳	公募委員	
まつい さぶろう 松井 三郎	京都大学 名誉教授	

令和4年8月1日現在

(10) 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり審議会

(任期：令和4年6月1日から令和6年5月31日まで)

氏名	職名	備考
秋山 道雄	滋賀グリーン活動ネットワーク会長/ 滋賀県立大学名誉教授	会長
浅利 美鈴	京都大学地球環境学堂准教授	
大塚 佐緒里	公募委員	
西藤 崇浩	滋賀経済同友会代表幹事	
嶋野 美知子	株式会社伊吹山スロービレッジ取締役	
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター教授	
田中 勝也	滋賀大学経済学部教授	会長代理
野村 昌弘	栗東市長	
濱田 琴美	アストラゼネカ(株)執行役員オペレーション本部長/ 米原工場代表	
李 明香	立命館大学理工学部准教授	

令和4年9月1日現在

## (11) 滋賀県環境学習等推進協議会

(任期：令和2年10月1日から令和4年9月30日まで)

氏名	職名	備考
井手 慎司	滋賀県立大学 教授	4期 会長
植田 潤	長浜市湖北野鳥センター 専門員	
嬉野 公人	滋賀県教育委員会事務局教育次長	
太田 一郎	公募委員	
来田 博美	滋賀県地球温暖化防止活動推進センター キャリアアドバイザー	
坂下 靖子	たかしま市民協働交流センター 事務局長	
関川 雅之	竜王町地域学校協働本部 統括地域学校協働活動推進員	
関根 隆之	(株) 関西みらい銀行経営企画部 サステナビリティ 推進室チーフアドバイザー	
中村 大輔	草津市教育委員会学校教育課 専門員	
中村 守	滋賀県琵琶湖環境部次長	
成山 博子	近畿環境パートナーシップオフィス(きんき環境館) スタッフ	
西澤 彩木	せた森のようちえん 代表	
橋本 一樹	大津市立日吉中学校 教諭	
藤野 剛志	草津市環境経済部環境政策課 課長	
吉積 巳貴	立命館大学 教授	4期 副会長
竜王 真紀	やまえこ(山内エコクラブ) 代表	

令和4年8月1日現在

滋賀の環境 2022（令和4年版環境白書）

—— 資料編 ——

---

令和5年1月 発行

編集・発行 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL 077-528-3354

FAX 077-528-4844

E-mail [de00@pref.shiga.lg.jp](mailto:de00@pref.shiga.lg.jp)

---